

別添

青谷かみじち史跡公園にぎわい交流広場表面処理業務仕様書

1 業務名

青谷かみじち史跡公園にぎわい交流広場表面処理業務

2 業務目的

青谷かみじち史跡公園にぎわい交流ひろばの真砂土表面の固化及び真砂土の飛散防止を目的とした塩化マグネシウム防塵剤の散布を行う。

3 業務場所

鳥取県立青谷かみじち史跡公園（鳥取市青谷町吉川17）

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

5 業務内容

(1) 業務対象地

鳥取県立青谷かみじち史跡公園にぎわい交流ひろば ※別紙に示す範囲

面積 10,000㎡

(2) 作業日程

作業は平日に実施することとし、具体的な日時については発注者と協議の上決定する。

(3) 作業内容

ア 散布する防塵剤の規格

化学名 塩化マグネシウム

成分及び含有量 $MgCl_2 \cdot 6H_2O$ 98%以上

性状 発注者と協議の上決定すること。

数量 10,000kg

イ アに示した規格の防塵剤を業務対象地にまんべんなく散布する。散布に当たっては車両総重量5トン未満の車両・機械（散布車・農業用ブロードキャスター等）を使用してもよいが、散布後適宜トンボがけを行うなどして均一に広げること。

ウ 作業は発注者の立会の下、実施すること。

6 完了報告及び検査

(1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに完了報告書を発注者に提出する。

(2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行う。

(3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

(4) 受注者は、(2) の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2) 及び(3) の規定を準用する。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。